

岩手県営スポーツ施設  
指定管理者募集要項

対象施設

岩手県勤労身体障がい者体育館

令和7年8月

岩手県

目 次

1	対象施設	1
2	指定期間	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	管理運営に要する経費	1
5	申請資格	1
6	申請手続	2
7	提出書類	3
8	申請に関する留意事項	4
9	指定管理候補者の選定方法	4
10	選定基準及び審査内容	6
11	参考資料	7
12	その他	7
13	問合せ及び申請書類提出先	7

岩手県（以下「県」といいます。）は、次の対象施設について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）」の規定に基づき、指定管理者を募集します。

## 1 対象施設

岩手県勤労身体障がい者体育館（岩手県盛岡市青山四丁目 12 番 31 号）

## 2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。

（詳細は別冊「岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書」のとおり）

- (1) 施設等の運営に関する業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
- (3) その他の業務

## 4 管理運営に要する経費

管理運営に関する経費は、県からの指定管理料と施設の利用料金収入とで賄うこととなります。県からの指定管理料は、毎年度、予算の範囲内で支払います。

なお、県からの指定管理料については毎年度協定により定め、1 回につき一月分を限度として概算払いをすることがあります。

なお、賃金水準の変動への対応として、指定管理に係る各年度の人件費について、雇用形態別の賃金水準を凶る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2 年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2 年目以降の指定管理料に反映します（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます）。また、その際、当初年度の人件費の 1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という）。申請団体は、「対象人件費等計算書（様式 4-1）」に必要事項を記入のうえ指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。なお、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」については、県ホームページで閲覧可能です。

## 5 申請資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりです。

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）  
ア 個人では申請できません。

- イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
  - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
  - エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
  - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしている団体
  - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
  - エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者

## 6 申請手続

- (1) 募集要項の配付
- 配付期間：令和 7 年 8 月 5 日（火）～9 月 8 日（月）  
配付時間：平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時  
配付場所：岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
電話：019-629-6495
- ※ 募集要項は、岩手県ホームページからも取得できます。  
岩手県ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）
- ※ 郵便での配付は行いません。
- (2) 募集要項に関する質問の受付及び回答
- 募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。質問に対する回答は、電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、岩手県ホームページ上で行います。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。
- ア 受付期間：令和 7 年 8 月 5 日（月）～8 月 29 日（金）午後 5 時まで  
イ 受付方法：質問書（様式第 10 号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリで岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課あて送信願います。
- (3) 現地説明会
- 現地説明会を次により開催します。参加を希望される団体は申込書（様式第 11 号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリの方法により令和 7 年 8 月 15 日（金）正午までに岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課あて、お申込みください。
- なお、説明会参加につきましては 1 団体 2 名までとします。また、グループでの申請を予定

している場合は、各団体から1名としてください。

開催日時：令和7年8月22日(金)午後3時から

開催場所：岩手県勤労身体障がい者体育館

#### (4) 申請の受付

申請書類を下記のとおり受付します。

ア 受付期間：令和7年8月5日(火)～9月8日(月)午後5時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

イ 受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 提出先：岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課

※ 郵送の場合、書留郵便としてください。

なお、令和7年9月8日(月)午後5時必着とします。

※ 電子メール、ファクシミリによる提出は受け付けません。

#### エ 提出書類の取扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改編して使用できるものとします。

また、県が保管する提出書類(正本1部)については、岩手県情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きを行いますので、あらかじめ、ご了承ください。

## 7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、各書類とも8部(正本1部、副本7部)提出してください。

※ 副本の添付書類は、全て写しで差し支えありません。

(1) 岩手県営スポーツ施設指定管理者指定申請書(様式第1号)

グループ申請の場合、グループ申請構成表(様式第1-1号)も提出してください。

(2) 申請団体計画書(様式第2号)

(3) 収支計画書(様式第3号)

(4) 職員配置計画書(様式第4号)

※ 組織図及び就業規則を添付してください。

(5) 主要業務実績一覧(様式第5号)

(6) 施設管理運営計画書(様式第6号)

(7) 再委託予定調書(様式第7号)

(8) 誓約書(様式第8号)

(9) 申請に関する書類

グループ申請の場合は、代表団体及び構成団体分を提出してください。

ア 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる規約)

イ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し)

ウ 団体概要書(様式第9号)

エ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書

オ 過去3か年度分の収支計画書、貸借対照表及び損益計算書(法人以外の団体にあつては、収支計算書)

カ 前年度の事業報告書(新設団体等で当該書類がない場合は、設立総会等の議事録及び設立

後申請までの間に活動した内容を記載した書類)

キ 直近の納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

ク 役員名簿

(注) 法人登記簿謄本及び納税証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

## 8 申請に関する留意事項

### (1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効になることがあります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。

イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。

エ 岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

オ 申請資格を有していないことが判明したとき。

カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。

ク その他不正な行為があったと県が認めたとき。

### (2) 申請内容変更の禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

### (3) 申請書類の取扱い

提出された書類は返却いたしません。

### (4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

### (5) 費用負担

申請に係る経費はすべて応募者の負担とします。

### (6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

### (7) その他

申請書類は、必要に応じ複写することがあります。（使用は岩手県勤労身体障がい者体育館指定管理者選定に係る用途に限ります。）

## 9 指定管理候補者の選定方法

選定基準については、指定手続等条例第3条の規定に基づき次の表のとおり設定し、提出された申請書類及び申請者によるプレゼンテーションについて、「(10) 選定基準及び審査内容」の配点により岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の委員が採点し、その結果を選定委員会において審査します。審査結果は、各申請者あてに通知します。

### (1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションによる審査は、令和7年9月下旬に実施し、1申請者あたり30分（説明時間15分（パワーポイントを使つての説明も可）、質疑応答時間15分）以内で行います。なお、

グループで申請する場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させる必要があります。

本審査は、選定委員会の委員の意見交換・採点を除き公開しますが、審査の公平性を保つため、申請者は、他の申請者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。なお、候補者の選定後に申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要を公表します。

(2) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

## 10 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準及び審査内容は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること 【手続条例 § 3(1)】	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した内容となっているか	5	10
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか	5	
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること 【手続条例 § 3(2)】	利用促進	施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか	15	45
		地域住民や関係団体との連携が図られる計画となっているか		
	サービス向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか	20	
		利用者等からのクレーム対応は適切か		
	施設管理	適正かつ確実に維持管理、利用管理を行う内容となっているか	10	
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか		
地域社会への貢献活動や環境に配慮した業務運営となっているか				
3 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること 【手続条例 § 3(3)】	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理運営計画との整合性は図られているか	10	35
	経営基盤	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか		
	実施体制	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか	20	
		施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか		
業務実績	スポーツ施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか	5		
4 その他 【手続条例 § 3(4)】	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	5	10
	情報管理	個人情報の保護対策は万全か	5	
合		計	100点	

## 11 参考資料

- (1) 岩手県営スポーツ施設指定管理者募集施設の概要
- (2) 岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書

## 12 その他

指定管理期間内に県が長期間にわたる改修・修繕を行う場合は、その取扱いについて指定管理者と協議することとなります。

## 13 問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課  
担当：生涯スポーツ担当  
電話：019-629-6495（直通）  
ファクシミリ：019-629-6791  
メールアドレス：AK0003@pref.iwate.jp